

税

の申告準備は お早めに

所得税、消費税の申告期間が2月16日(金)から始まります。期限が間近になると申告会場は非常に混雑しますので、申告の準備は早めに行いましょう。



確定申告の期間

所得税・復興特別所得税

2月16日(金)～3月15日(木)

消費税・地方消費税

2月16日(金)～3月30日(金)

[贈与税の申告期間は、2月1日(木)～3月15日(木)です。]

相談、提出会場は
銚子商工会館

銚子税務署による平成29年分の所得税、贈与税、消費税の申告書作成・相談、提出の受け付けは、銚子商工会館(銚子市三崎町19番地4)下図(一)で行います。

■開設期間・時間

期間：2月16日(金)～3月15日(木)※土・日曜日を除く。
時間：【受け付け】8時30分～16時(提出は17時まで)【相談】9時～17時
開設初日や期間間際は混雑が予想されます。なお、混雑時は早めに受け付けを締め切ることがあります。

※注意ください

この期間以外は、税務署の申告書作成・相談はありません。

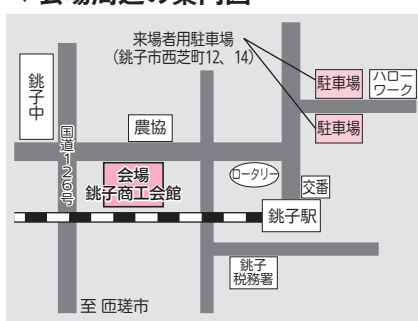
ん。申告書の提出は可能ですが、車で来場の際は、来場者用駐車場を利用してください。

●会場に納税窓口はありません。また、所得税などの納税証明書が必要な人は銚子税務署で手続きをしてください。
●匝瑳市役所と野栄総合支所での作成・相談、提出は、従来通り行います。

医療費控除の手続きに 明細書の添付が必要

医療費控除を受けるための手続きが変更され、29年分の申告から、領収書の提出に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。なお、保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合など発行の「医療費のお知らせ」など)を添付することで明細の記入を省略できま

▼会場周辺の案内図



す。なお、領収書は5年間の保存義務があります。
※31年分までの申告については、従前通り領収書の添付または提示によることも可能です。

マイナンバーを 忘れずに

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きなどには「マ

償却資産申告書

給与支払報告書

事業主の皆さん 提出をお忘れなく

「給与支払報告書」「償却資産申告書」は、いずれも1月末が提出期限です。忘れずに提出してください。

▼給与支払報告書

事業主や青色申告をしている人で、従業員(パート・アルバイト・専従者・退職者を含む)に給与や賃金を支払った人は、平成29年分の「給与支払報告書」を提出してください。

※給与支払者が個人事業主の場合、窓口で提出者の本人確認をさせていただきますので、マイナンバーカードもしくは個人番号通知カードと身元確認書類を持参してください。

▼償却資産申告書

市内で農業を営む償却資産の所有者および市内の事

2/9
・
2/13

申告書作成相談会を 開催します

● 所得税・消費税・事業税・住民税など

無料で受けられる申告書の作成
相談会を開催します。

申告相談期間中の税務署職員に
よる出張相談はありませんので、
この機会をぜひご利用ください。



相談会では、銚子税務署、
県税事務所および市役所税務
課の職員が申告書作成のアド
バイスを行います。

また、作成した申告書は、
その場で提出できます。

土地、建物および株式など
の譲渡所得のあった人や相談
内容が複雑な人は、ぜひお越
しください。

◆日時

2月9日(金)・13日(火)
の両日とも9時30分～12時、
13時～15時30分

◆場所

市民ふれあいセンター

◆対象税種

所得税および復興特別所得
税、個人消費税、贈与税、事
業税、住民税

◆持参品

①申告に必要な書類②計算器

具③筆記具④印鑑⑤マイナ
ンバーに係る本人確認種類の写
し

※「ご注意ください」

● 混雑時は、早めに受け付け
を終了することがあります。

● 相談会場に納税窓口はあり
ません。納税は振替納税を利
用するか、最寄りの金融機関
で納付してください。

税理士による相談会を 同時開催

税理士による、小規模事業
者などのための無料申告相談
会も併せて開催しますので、
この機会をご利用ください。
開催日時・場所は、前述の
相談会と同一です。

問 銚子税務署

☎0479・22・1571

社会保険料の控除に 「納付確認書」を発行

税申告時の社会保険料控除の参
考資料として、「納付確認書(税申告
用)」を発行します。平成29年中に
納付された国民健康保険税、介護保
険料および後期高齢者医療保険料
(公的年金などからの天引き分は除
く)の確認ができます。

確認書が必要な人は、市役所1階
税務課または野栄総合支所の窓口で
申請してください。手数料はかかり
ません。
※本人または同一世帯の親族以外の
人が申請する場合は、本人の委任状
が必要です。なお、「納付済確認書」
は郵送していません。

問 税務課市民税班 ☎73-0087

イナンバー(個人番号)の記
載」と「本人確認書類の提示
または写しの添付」が必要に
なりました。手続きの際は、
本人確認書類を忘れずに持参
してください。

本人確認書類の例：①マイナ
ンバーカード(番号確認書類
と身元確認書類を兼ねる)②
個人番号通知カード(番号確
認書類)と運転免許証や公的
医療保険の被保険者証など
(身元確認書類)

インターネットから 確定申告

国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp>)で
提供しているサービス「確定
申告書作成コーナー」を利用
すると、申告書や青色申告決
算書などが作成できます。ま
た、印刷したものはそのまま

税務署に提出ができます。

同サービスで作成したデー
タは、電子申告・納税システ
ム「e-Tax」を通じて税
務署に送信ができます。

■ 便利な e-Tax

同システムで申告を行うと、
医療費領収書や源泉徴収票な
どは提出に代えて、記載内容
を入力して送信できる他、還
付金の受け取りが早い(提出
から3週間程度)といった利
点があります。

※同システムの利用には一
定の要件があります。詳し
くは同システムのサイト
([http://www.e-tax.nta.
go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご覧ください。

問い合わせ

銚子税務署
☎0479・22・1571

業場で用いる償却資産の所
有者は、1月1日現在の資
産所有状況を記載した「償
却資産申告書」を提出して
ください。

※29年中に申告があった人
へは、12月中旬に申告書を送
付しました。新たに資産
を取得した人で申告書が必
要な場合は、お問い合わせ
ください。

《償却資産とは》事業主が
その事業のために用いるこ
とができる機械、器具、備
品などの有形固定資産で、
具体的には左表の通りです。

【主な償却資産の例】

建設業	パワースショベル、クレーン、 コンプレッサ、発電機など
自営業	レジスター、パソコン、自 動販売機、エアコン、応接 セットなど
農業	田植え機、乾燥機、もみす り機、畜舎、ハウス、ポンプ、 動力噴霧器など

提出・問い合わせ先

報告書、申告書ともに、
1月31日(水)までに市
役所1階税務課(☎73・
0087)まで提出してく
ださい。